

公示第967号
平成30年4月10日

住金関係会社健康保険組合
理事長 高橋 務

健康保険任意継続被保険者の標準報酬月額について公示

健康保険法第47条の規定による、住金関係会社健康保険組合の前年の9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎とし、任意継続被保険者の報酬月額とみなし、標準報酬を次の通り定め、平成30年4月1日から適用する。

標準報酬月額	410,000円
標準報酬日額	13,670円

以上